

議案第 6 7 号	三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
住宅政策課	福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 福島復興再生特別措置法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>《主な改正内容》</p> <p>(1) 認定事業者に対する課税の特例</p> <p>(2) 公営住宅法の特例等</p> <p>① 事業主体が、避難指示区域又は避難解除区域に存する住宅に平成 23 年 3 月 11 日において居住していた者であって当該住宅の存した市町村に帰還するもの（特定帰還者）に賃貸し、又は転貸するため公営住宅の整備をする場合においては、当該公営住宅の整備に係る補助の要件について特例を設ける。</p> <p>② 特定帰還者について、公営住宅等に係る入居者資格に係る要件の緩和を行う。</p> <p>③ 国の補助を受け、又は帰還環境整備交付金若しくは復興交付金を充てて特定帰還者に賃貸するため建設又は買取りした公営住宅について、処分の緩和を行う。</p> <p>(3) 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画</p> <p>(4) 帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置</p> <p>(5) 重点推進計画に定める研究開発拠点に係る研究開発分野の追加等</p> <p>(6) 住民の円滑な帰還の促進を図るための措置</p> </div> <p>【改正内容】</p> <p>入居者資格の特例《第 7 条第 3 項関係》</p> <p>【現行】 福島復興再生特別措置法第 30 条</p> <p>【改正】 福島復興再生特別措置法第 40 条</p> <p>※ 入居者資格の対象となる「居住制限者」について、引用条項に異動が生じたもの</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日</p>